

令和3年第1回定例会(令和3年3月10日)

総務企画消防委員会委員長 (手束 貴裕 委員長)

去る3月4日の本会議において、総務企画消防委員会に付託を受けました「議第1号 令和2年度別府市一般会計補正予算(第13号)」関係部分、ほか3件について、委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

初めに、「議第1号 令和2年度別府市一般会計補正予算(第13号)」関係部分についてであります。

まず、消防本部関係部分の主なものとして、歳入については、新型コロナウイルス感染症により事業が凍結となった耐震性貯水槽の新設に係る補助金申請の取り下げにより減額したこと、歳出については、同貯水槽の設計委託料等を減額するものであるとの説明がなされました。

委員から、事業凍結した同貯水槽の設置場所、時期に関する質疑に対し、当局から、馬場公園ほか3か所について、令和4年度に設置予定であるとの答弁がなされた次第であります。

次に、総務課関係部分では、歳入において、市有地売却に伴う土地売払収入を追加計上するとの説明が、歳出において、新型コロナウイルスにより事業が凍結となった施設整備工事費等を減額するなど、詳細な説明がなされた次第であります。

次に、職員課関係部分では、職員人事管理に要する経費について、今年度中に、定年退職者とは別に、10人の普通退職者が出たため追加補正を行う旨の説明が、また、新型コロナウイルス感染症緊急雇用に要する経費においては、現在の雇用状況を踏まえ減額するものである等の説明がなされました。

委員から、普通退職者の退職事由等に係る質疑に対し、当局から親族の介護や転職等を事由とするものであるとの答弁が、また同委員から併せて健康で働きやすい環境を作るよう要望がなされた次第であります。

続きまして、市民税課関係部分についてであります。新型コロナウイルス感染症の影響のため、個人市民税については、徴収猶予の特例措置が実施されたことによる徴収率の低下等のため1億8,000万円を、また、法人市民税については、1億7,000万円を、入湯税については、特に旅館ホテル等の観光業への影響が甚大で、入湯客が激減したため2億8,000万円を歳入から減額するものであるとの詳細な説明がなされました。

委員から徴収猶予した件数はどのくらいかとの質疑に対し、当局から、個人市民税268件、法人市民税66件及び入湯税16件であるとの答弁がなされました。

次に、資産税課関係部分では、固定資産税についても、徴収猶予の特例措置が実施され徴収率が低下したため、1億3,000万円を歳入予算から減額するものであるとの説明がなされました。

続きまして、総合政策課関係部分については、歳入の主なものとして、新型コロナウイルス感染症の影響により、地方創生推進交付金を減額する等の説明が、一方、歳出における主なものとして、湯のまち別府ふるさと応援寄附金に要する経費を同寄附金の増加により、追加計上するなど詳細な説明がなされました。

続きまして、財政課関係部分では、歳入においては決算見込みに伴う地方消費税交付金など各交付金の補正のほか、市税収入が普通交付税の算定を下回る際に発行できる減収補てん債など特別の地方債を発行するとの説明が、歳出においては寄附金の増加により湯のまち別府ふるさと応援基金や新型コロナウイルス感染症対策おもいやり基金へ積立金を追加するものであるとの説明がなされたところ、委員から、本年度及び来年度における市税の減収見通しについて質疑があり、当局から、本年度は当初予算から7億6千万円の減収を見込んでいるが減収補てん債の発行などで対応し、来年度は本年度予算から13億4,000万円の減収が見込まれるが、歳出の抑制を図り、予算を編成したとの答弁がなされました。

次に、秘書広報課関係部分では、新型コロナウイルス感染症による事業の凍結等により、4「B」i地域産業イノベーション推進に要する経費において、委託料等を減額するものであるとの説明がなされた次第であります。

続きまして、自治振興課関係部分では、歳入においては、新型コロナウイルス感染症予防対策により男女共同参画センター施設使用料を減額するものである旨の説明が、また、歳出においては、同感染症による事業の凍結等のため、ひとまもり・まちまもり自治区事業費補助金等を減額するものであるとの詳細な説明がなされました。

次に、防災危機管理課関係部分では、歳出については、主に新型コロナウイルス感染症により事業の凍結を行ったもので、「地震津波等被害防止対策に要する経費」において、需用費や委託料等を減額するものである旨の説明が、一方、歳入においては、歳出と同様に事業の凍結に伴い、県補助金の「地震・津波対策加速化支援事業費補助金」を減額するもの等であるとの説明がなされた次第であります。

委員から事業凍結した地震津波等被害防止対策の該当箇所についての質疑に対し、当局から、該当箇所は、南石垣公園及び鶴見小学校であるとの答弁がなされました。

続きまして、公民連携課関係部分では、新型コロナウイルス感染症による事業の凍結等に対し減額するものであるとの説明がなされ、議会事務局関係部分で

は、議員の欠員により、議員報酬に不用額が発生したこと、新型コロナウイルス感染症対策のため各種会議が書面会議に変更されたため旅費に不用額が生じたものであるとの説明がなされた次第であります。

採決の結果、「議第 1 号 令和 2 年度別府市一般会計補正予算（第 13 号）」関係部分について、いずれの補正予算議案も当局の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、2 件の条例議案についてであります。

まず、「議第 17 号 別府市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について」では、行政不服審査法施行令の一部が改正され、審査請求書に押印することを定める規定が削られたことに伴い、条例を改正するものであるとの説明がなされました。

次に、「議第 18 号 別府市職員の退職管理に関する条例の制定について」では、再就職者による職務に関する依頼等の規制や任命権者への再就職先の届出等、また、再就職先の届出を行わないこと等に対する過料を定める内容の条例を制定するものであるとの説明がなされました。

以上 2 件の条例議案の採決におきましては、当局の説明を適切妥当と認め、採決の結果、全会一致で可決いたしました。

最後にその他の議案についてであります。

「議第 34 号 別府市湯山コミュニティセンターの長期かつ独占的な利用について」では、同センターを、十文字原演習場周辺西部地区整備対策協会に令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間、引き続き長期かつ独占的な利用をさせようとするものであるとの説明がなされました。採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上が、当委員会に付託を受けました議案の審査とその結果についての報告であります。

何とぞ、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。